

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第 88 号（令和 7 年 4 月 30 日認定決定）

株式会社ミトラ（高松市）



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組等

【株式会社ミトラの概要】

- 企業全体労働者数 41 人（うち女性 16 人）
- 本社所在地 高松市林町 2217 番地 15 香川産業頭脳化センター
- 主な事業内容 医療機関向けソフトウェアの開発。妊婦健診から出産、産後までを記録する産婦人科専用電子カルテシステム、不妊治療を行う医師と培養士の情報共有と、適正な連携を実現する高度生殖補助医療支援システムを開発・導入しています。医療従事者の業務効率化と正確な医療記録を目的に、現場のニーズに基づいた製品開発を目指しています。

【両立支援に関する取組および制度】

- 円滑な育児休業の取得・職場復帰をサポートするため、育児休業取得対象者に「育休復帰計画」を作成し、社内制度・フォロー体制の説明や定期面談を実施しました。
- 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度（時差出勤制度）は、子の年齢に関係なく全労働者が利用できます。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 年次有給休暇の取得を促進するために、夏季リフレッシュ休暇を実施しています。

【育児休業取得率】

- 計画期間中に女性労働者 3 名が育児休業を取得し、取得率は 100%でした。
- 計画期間中に男性労働者 2 名が育児休業を取得し、取得率は 66%でした。
- ※計画期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日の 2 年間です。

企業からのひとこと

働きやすい環境づくりを目指し、弊社では時差出勤制度の導入や、リフレッシュ休暇の取得を進めてきました。今後も女性がキャリアを諦めることなく、ライフステージに応じて柔軟に働き続け、すべての社員がいきいきと活躍できる企業を目指します。

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室（tel 087-811-8924）

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>